

政治改革推進協議会（民間政治臨調）発足宣言

世界はいま、歴史的な節目をむかえ、世界中に変革の嵐が吹きあれている。しかしながら日本の政治は、こうした世界の変化に適切に対応できないばかりか、その能力さえ失いつつある。

世論を軽視し、国民の目を恐れぬ政治ほど憂うべきものはない。これほどまでに内外から改革を強く求められているにもかかわらず、政治の側に事態の深刻さへの理解と危機感が足りないことは、国家、国民の最大の不幸である。

政治改革の推進は、緊急かつ最大の国民的課題である。庶民感覚とはあまりにもかけ離れた政治とカネの実態、相次ぐ不祥事の発覚により、国民の政治にたいする怒りと不信は頂点に達し、議会制民主主義は崩壊の危機に瀕している。

内外環境の急速な変化のなか、われわれに残された時間は限られている。もはや、既存の枠組みのなかで身動きのとれない政党の対応を、座して待つわけにはいかない。

ここにわれわれは、国民的な改革推進体制を構築する必要を強く認識し、経済界、労働界、言論界等、国民各界参加のもと、政治改革推進協議会（民間政治臨調）の発足を宣言する。

われわれは、今日の政治・行政システムの根本的な改革に挑戦する。

われわれは、政治とは何か、国会議員は本来何をなすべきか、国民はいかにあるべきかを、徹底的に問い直す。

もとより改革の道は平坦ではない。しかしながらわれわれは、後に続く次の世代のため、時代を切り拓く使命感に燃え、改革の推進に賛同する超党派の議員と連帯し、強力な国民運動を展開する決意を内外に広く示すものである。

平成4年4月20日

政治改革推進協議会（民間政治臨調）発足総会

政治改革推進協議会（民間政治臨調）の発足趣旨

われわれは先の臨時国会の顛末、その後の政府、与野党の政治改革への対応に強い危機感を抱き、ここに「政治改革推進協議会」（民間政治臨調）を発足させ、21世紀にむけて政治行政システムの総点検を開始するとともに、国民世論の喚起につとめ、政治改革協議会の活動を監視し、総理の政治改革に対するリーダーシップを強く求めていくことを決意する。

具体的に協議会は、次の3点を主たる目標におき活動を展開する。

1. 「政治改革推進協議会」は、政府、政党の政治改革に対する取り組みや与野党間に設置された政治改革協議会の活動を監視し、政治改革の推進を強く迫るとともに、政治改革を推進するための戦略を構築し、世論の喚起やアピールにつとめるなど、民間側の「運動推進組織」としての役割をはたす。また政治状況に応じ、政府、各党に対し随時提言をおこなう。
2. 「政治改革推進協議会」は、政治改革を熱望する与野党の若手、改革派議員との「連携組織」として活動し、政治改革に賛同する国会議員の超党派の結集をめざすとともに、あらゆる機会を通じて意見交換の場を設け、「各界、各党の垣根を低くする」ことにつとめる。また経済団体や連合、市民団体との交流をはかりながら、各党に対し影響力を行使しうる体制をめざす。
3. 「政治改革推進協議会」は協議会のもとに、①「政治改革の理念および新しい政治のあり方に関する検討委員会」、②「選挙制度改革および政治資金制度改革等に関する検討委員会」、③「国会改革に関する検討委員会」、④「行政改革および地方改革に関する検討委員会」の4つの委員会を設け、委員間での意見交換や各党議員との意見交換を通じて各党各界が合意しうる具体的な改革案づくりをめざす。ことに制度改革論議と並行して、政治改革の車の両輪である「新しい時代の政党のあり方」や「政権交代・政界再編」等の問題についても積極的な発言をおこない、政治改革の全体像を描くことにつとめる。

平成4年4月20日

政治改革推進協議会（民間政治臨調）発足総会

政治改革に対する基本方針

1. 協議会は、政治倫理の確立や腐敗防止等の狭義の改革にとどまらず、国際社会の変化や山積する内政課題に対応しうる新しい政治、政権交代可能な政治を実現するための改革をめざす。
2. このため、日本政治の当面する危機の構造を深く掘り下げることによって、あるべき政治と行政の姿を明らかにするとともに、山積する内外の政策課題を踏まえた政治の改革構想を提示する。また今日すべての既成政党が限界に達していることを踏まえ、政党再編成や新しい政党のあり方について検討をおこなう。
3. 政権交代の欠如による政治の停滞、不毛な利益誘導政治による疲弊から、政党と政治家を解放し、健全な政党間競争と政策選択によって政治のダイナミズムを蘇生するため、制度疲労の極限にある現行中選挙区制度にかわる新たな選挙制度の導入、定数格差の抜本是正、政治資金制度の改革、腐敗行為防止法の制定、公的助成制度の導入を検討する。
4. 国民に開かれた、わかりやすい国会の実現、活力ある政策論議が営まれる国会の実現をめざし、明治以来の先例や慣行、硬直化した審議運営全般の改革を検討する。また選挙制度の改革と連動して、衆参両院のあり方を根本的に見直す。
5. 明治以来の集権的で画一的な政治行政システム、とくに国—地方関係の改革を検討する。地方交付金や補助金、行政指導など、これまで縦割り行政や族議員の温床となってきた構造にメスを入れる。政治行政権限を可能なかぎり住民に密着した自治体に移譲するとともに、制度疲労をきたしている中央と地方、自治体間の枠組みの改革をめざす。
6. これまで検討が不十分であった地方の選挙制度、地方議会制度のあり方についても本格的に検討する。とくに衆参両院に新たな選挙制度が導入された場合の、都道府県、市町村議会の選挙制度のあり方、国会議員と地方議員の責任と役割の明確化について検討する。

平成4年4月20日

政治改革推進協議会（民間政治臨調）発足総会